

### ★特徴

注文していないにもかかわらず、商品を一方的に送りつけ、受け取った消費者に、購入しなければならないものと勘違いをさせて支払わせることを狙った商法。代金引換郵便を悪用したものもある。福祉目的をうたい、寄付と勘違いさせて商品を買わせるケースもある。

### ★対処法

- ・受け取る際に注文したものか確認し、注文したものでなければ開封前に受取拒否する。
- ・注文したものでなく、開封したものは、包装し直して着払いで送る。
- ・万が一、返品し忘れても送られてから14日間相手が何も言っていなければ、自由に処分できる。(ただし、業者に引き取りの連絡をした場合には7日間)
- ・福祉目的の場合、その団体が実在する団体であるか確認すること。

### ★主な商品

書籍、ビデオソフトなど

### ★クーリングオフ

なし

